

(案)

令和 5 年度(2023 年度)
行政評価 過年度評価事業
改善状況モニタリング報告書

【確認対象】 令和 4 年度評価事業

目次

事業一覧.....	1
改善状況の見方	2
(1) ひとり親家庭家賃助成	3
(2) 福祉タクシー助成	6
(3) 自動車ガソリン助成.....	8
(4) 高齢者食事宅配サービス業務委託料	10
(5) 高齢者民間住宅家賃助成	12
(6) ファミリー・サポート・センター事業	13
(7) 保証協会保証料補助金（商工金融対策経費）.....	15
(8) 融資斡旋利子補給金（商工金融対策経費）.....	17
(9) ひのうまいもん大図鑑（日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金）.....	19
(10) 就学援助経費	21

事業一覧

事業名（予算書掲載順）	本部評価	市民評価	所管部署評価
1(1)ひとり親家庭家賃助成	D:有効性を改善	C:効率性を改善	B:維持・継続
1(2)福祉タクシー助成	C:効率性を改善	C:効率性を改善	C:効率性を改善
1(3)自動車ガソリン助成	C:効率性を改善	E:効率性・有効性を改善	C:効率性を改善
1(4)高齢者食事宅配サービス業務委託料	F:抜本的見直し	F:抜本的見直し	F:抜本的見直し
1(5)高齢者民間住宅家賃助成	E:効率性・有効性を改善	B:維持・継続	B:維持・継続
1(6)ファミリー・サポート・センター事業	E:効率性・有効性を改善	—	E:効率性・有効性を改善
1(7)保証協会保証料補助金（商工金融対策経費）	D:有効性を改善	—	B:維持・継続
1(8)融資斡旋利子補給金（商工金融対策経費）	D:有効性を改善	—	B:維持・継続
1(9)ひのうまいもん大図鑑（日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金）	E:効率性・有効性を改善	B:維持・継続	B:維持・継続
1(10)就学援助経費	E:効率性・有効性を改善	C:効率性を改善	B:維持・継続

改善状況の見方

A) 状況

次の「検討中」「着手中」「改善完了(適用前)」「改善完了(適用済)」「不対応の決定」の中から、当該事業に関して現在の改善状況に該当するものを所管部署が選択しています。

<各選択肢の意味>

検 討 中	…	他自治体の調査中、利害関係者との情報交換中など、具体的な対応に向けて調整や調査検討をしている段階。
着 手 中	…	方針が決定し、例規整備や利害関係者との調整など、具体的な手続きに入っている段階。
改善完了(適用前)	…	必要な手続きが一通り完了しているが、施行日を来年度初めとしているなど、改善後の体制の適用がされていない段階。
改善完了(適用済)	…	必要な手続きを完了し、現に改善後の体制で事務が行われている場合。
不 対 応 の 決 定	…	行政評価の結果を受け検討したものの、対応しないことを既に決定した場合。

B) 完了予定時期

改善作業を完了し、制度に適用する予定の時期が所管部署により記入されています。

C) 内容

「②意見」欄の「改善提案」に記載のある内容に関して、どのように作業を進めているか、記入されています。

D) 指示事項

必要に応じ理事者からの指示があればその内容を入力する欄です。

(1)ひとり親家庭家賃助成

所管部署	健康福祉部 セーフティネットコールセンター		
事業概要	児童扶養手当を受給し、高校生相当年齢の子がいる民間賃貸住宅に住むひとり親世帯に対し家賃の一部(月額上限1万円)を助成するもの。 【実績】実利用世帯数 85 世帯(令和3年度)		
事業開始	平成29年度	令和3年度決算額	9,619,581円

①評価

評価種別	総合評価(今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	D	有効性を改善	4	3	4
市民評価	C	効率性を改善	5	4	3
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象要件の見直しの要否 ➢ 他の子育て関連施策との総合的な検討
改善提案	<p>(ア)対象要件として、家賃の上限設定を検討願います(市が捕捉できない所得を得て高所得である可能性)。</p> <p>(イ)対象世帯の生活実態や、支給額の根拠及び効果について整理願います(ひとり親家庭の平均家賃約7万円と生保基準約6万円との差1万円を助成しているなど)。</p> <p>(ウ)長期的な課題として、次の事項の検討も考慮してください。</p> <p>A) 現金給付事務の効率化と、窓口相談サービスのDX化を。例として、児童扶養手当の流れに組み込む検討を。(コロナ対策の一環で、過去に児童扶養手当受給者を対象に上乘せ給付を実施した実績を参考に。)</p> <p>B) 東京都の子育て世帯への支援制度(月5000円)や、日野市高校生奨学金(月10000円)など、他の子育て等支援策との併給をした結果、非受給者との公平性が確保されているか、客観的な情報の収集分析を踏まえた検証が必要と考えます。加えて、国や都により、子育て支援策の拡充も予定されていますので、この併給による影響も考慮に入れる必要があります。</p>
その他意見	(ア)「こどもの貧困」対策として、必要な施策であると評価しています。

③改善状況(令和5年度)

状況	検討中
完了予定時期	未定

内容	<p>(ア)対象要件に家賃額の上限設定を追加する検討 【検討結果】 上限家賃設定は有効であるとは言えない 【説明】 市が捕捉できない所得を得て高所得の世帯がある可能性は否定できないが、家賃の多寡をもって高所得と関連付けるには下記の点も前提として確認しその可能性を排除していく必要がある。 令和5年4月の家賃助成を受けている世帯から実態を聞き取り検証を行ったところ、下記の理由で転居が難しい世帯が多くあった。 よって、高所得であるから高額な家賃の物件に居住している実態は認められなかった。</p> <p>◆家賃額(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度:30,000円～138,000円 平均74,659円 ・令和4年度:25,000円～132,000円 平均74,363円 ・令和5年度:25,000円～105,000円 平均71,326円(R5.8現在) <p>◆転居が困難である理由</p> <p>離婚又は別居後の新生活立ち上げまでの経過として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元配偶者との生活時の物件に継続して居住している場合 ・子供の学区や本人の仕事、親族の介護等の都合で転居が難しい場合 ・一時的に親族等からの生活費の援助で生活を繋いでいる場合 ・家賃が低額な物件への転居を希望しているが、転居費用が用意できない場合 <p>(イ)生活実態、支給額の根拠・効果 【支給額の根拠】</p> <p>①児童手当の額が月額1万円である</p> <p>②家賃平均月額と生活保護における住宅扶助基準額(2人世帯64,000円)との差額が約1万円 (家賃助成対象者の家賃平均額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度:平均74,659円 ・令和4年度:平均74,363円 ・令和5年度:平均71,326円 <p>【効果】</p> <p>①児童手当の年齢要件から外れ支給されなくなった児童手当相当額を支給し収入の水準を維持することにより、生活の激変緩和の効果がある。</p> <p>②生活保護基準までは最低生活費として自己でまかなっていただくことを前提にしつつ、低所得世帯であることに着目し生活保護基準を超える部分を助成することにより、生活保護世帯に準じる生活を保障する効果がある。</p> <p>③対象世帯の経済状況のうち収支バランスを見ると下記の通り住宅費(家賃)である固定費が収入の約1/2を占めている。(注1) 固定費を軽減し他の支出項目である食費や教育費等に充当できるよう家計を支援する効果がある。</p> <p>(注1)収入のおよそ1/2を家賃が占める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度対象者実績(平均) (所得159,794円 平均所得/12か月+平均児扶手+平均育成) (家賃74,659円) ・令和4年度対象者実績(平均)) (所得158,384円 平均所得/12か月+平均児扶手+平均育成) (家賃74,363円) <p>(注2)児童扶養手当受給対象外世帯との収入の逆転現象の有無の検証 令和5年度の「ひとり親家賃助成対象者の所得」と「ひとり親家賃助成年額12万円」及び「日野市高校生奨学金年額12万円」を合算したうえで、児童扶養手当受給基準所得を超える世帯は対象66世帯中1世帯のみ。</p>
----	---

	<p>基準を越える 1 世帯については主が国家資格を持ち正職員として勤務しているため比較的所得が多い。</p> <p>(注 3)対象世帯の貧困基準との比較</p> <p>ひとり親家賃助成対象世帯の所得は相対的貧困基準以下</p> <p>令和 3 年度における日野市の推計時に用いた相対的貧困基準 1,276,000 円</p> <p>ひとり親家賃助成対象世帯平均所得額を同様の計算式に当てはめた場合の金額</p> <p>令和 3 年度 (所得平均+児扶手平均 1,755,540 円$\div\sqrt{2}$=1,241,354 円)</p> <p>令和 4 年度 (所得平均+児扶手平均 1,632,092 円$\div\sqrt{2}$=1,154,063 円)</p> <p>(ウ)長期的な課題の検討</p> <p>A)事務効率化と窓口の DX 化</p> <p>事務効率化と相談窓口の DX 化は随時検討しつつ、対面での応接は、進学費用やその他ひとり親家庭の困りごとを聞き取る貴重な支援の現場となっており、窓口サービスとしては省けない。</p> <p>B)制度の必要性の評価・検証</p> <p>◆当該制度は、下記制度の拡充等が行われなかった時期に、年齢要件により児童手当、就学援助、医療費助成等の経済的援助が終了する一方、高校進学等により生活需要が増す、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する目的で、「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」に基づき創設された。(平成 29 年度)</p> <p>上記の創設理由が解消されれば、当該制度存続について検討していく。</p> <p>なお 018 サポート(東京都の子育て世帯への支援制度 月 5,000 円)は子育て費用の都外との差を助成するものであるため、ひとり親家庭等家賃助成制度と重複しない。</p> <p>現在のところ、児童手当が高校生までに拡充された時機に廃止を前提にした検討をしていく。</p> <p>(検討材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度改正により就学援助等の就学費用助成について対象者が拡大、私立高校については授業料の補助、また都立高校についても授業料の補助・減免制度が拡大。 ・令和 5 年 4 月より高校生の医療費無償化が開始。 ・令和 6 年度 10 月より高校生についても月 1 万円の児童手当支給が決定。
本部指示	<p>国は、児童手当の高校生世代への拡充を令和 6 年 10 月から実施する方向で検討しているようです。この児童手当の拡充時期と併せて、制度廃止をするようお願いいたします。</p>

(2) 福祉タクシー助成

所管部署	健康福祉部 障害福祉課		
事業概要	<p>バス、電車の公共交通機関を利用することが困難な障害者の社会参加、日中活動を支援するため、タクシー利用料金の一部を助成することにより、障害者の社会生活の向上を図り、福祉の増進を図る。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度(施設入所者を除く)</p> <p>【助成内容】 身体障害者手帳1級、愛の手帳1度→96枚/年(28,800円)、 身体障害者手帳2・3級、愛の手帳2・3度→72枚/年(21,600円)</p> <p>【対象者数】 2,054人</p>		
事業開始	昭和54年度	令和3年度決算額	32,498,400円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	C	効率性を改善	4	4	2
市民評価	C	効率性を改善	4	4	3
所属部署評価	C	効率性を改善	4	4	3

②意見

検討ポイント	<p>➤ 紙による支給であるため、券を受け取った事業所の事務負担が増加している。</p>
改善提案	<p>(ア)福祉タクシー助成と自動車ガソリン費助成を「移動支援手当」として一本化して制度を再構築してはどうか。利用者、事業者、市の3者にとって使いやすさや事務効率性、更には移動できない障害者に対する給付水準の公平性の向上が期待できます。</p> <p>A) 精神障害者一級を支援対象として含めるなど、支給対象の拡大を検討するにあたっては、対象者のニーズを把握した上で判断してください。</p> <p>B) 支給方法・額などについても、対象者のニーズや支給実績などを踏まえ、丁寧な制度設計をお願いします。</p> <p>(イ)現状のチケット方式を維持するのであれば、紙チケットから、デジタルを利用した手段を既存のデジタルツール(マイナンバーカードとスイカの連携、ミライロアプリなど)で検討いただきたい。</p>
その他意見	<p>(ア)統合するとした場合、現制度の執行率を見ると、タクシー助成<ガソリン助成という状況なので、手当の額をどう設定するかが課題。また、手当が実際に移動支援の役に立っているか、アンケート等で確認できるようにしておくのが望ましい。</p>

③改善状況(令和5年度)

状況	検討中
完了予定時期	令和6年度 対象者拡大、券種の一体化、事務手数料新設

<p>内容</p>	<p>○対象者の拡大 精神障害者手帳1級の方を対象とする。</p> <p>○ガソリン券とタクシー券を一体化 ・券単価は300円(タクシー券に合わせる形) ・利用者負担の減:年度途中の券種交換が不要 ・利用者管理の負担減: 現在は手帳種別(身体・愛)×等級(1級と2・3級)×券種(タクシー・ガソリン) =8パターンで管理 ・利便性の向上:年度を通して、タクシー利用およびガソリン給油が可能</p> <p>○事務手数料新設 ・券一体化によりガソリン事業者の負担増(処理枚数がこれまでの2倍)を踏まえ手数料を新設するのを機にタクシー事業者にも導入する。 ・事務手数料単価は5円。</p> <p>◆R5.10 市内タクシー事業者3社にヒアリング済。</p> <p>※当初、検討していた手当化について ①予算の肥大化、②手当の使用先が掴みにくい、③複数の事業者の意向、④利用者管理におけるシステム改修が必要、以上4点の課題を踏まえ、すぐの実現は困難であるとみています。 ただ、調布市においては、令和6年度から手当化する動きもあるため、引き続き、他市の状況も注視していきます。(調布市の例…所得制限を導入したうえで、福祉手当に上乗せする形式。令和2年度から学識経験者を含めた検討委員会で協議し、パブコメなどを経て確定させている。)</p>
<p>本部指示</p>	<p>i) 現金給付化について、令和8年度導入を目途に検討を継続願います。</p> <p>ii) 現金給付化に伴う予算の増額については、現状の給付状況を調査の上、給付上限の調整や所得制限等の導入を視野に入れつつ、可能な範囲で縮減に努めるよう願います。</p> <p>iii) 現金給付化に伴い予算額については約2000万円の増が必要であるとの説明がヒアリングの席上でありましたが、約1200万円の増にとどまるようです。検討に当たっては、慎重に数字の精査をお願いします。 また、現金給付化に伴う非金銭的効果の考慮もお願いします。</p> <p>iv) 各利害関係者との調整については、引き続き丁寧に進めていただくよう願います。調布市のような会議体の新設のほか、福祉有償運送協議会のような既存の会議体の活用も一案です。</p>

(3) 自動車ガソリン助成

所管部署	健康福祉部 障害福祉課		
事業概要	<p>バス、電車の公共交通機関を利用することが困難な障害者の社会参加、日中活動を支援するため、自動車のガソリン給油費の一部を助成することにより、障害者の社会生活の向上を図り、福祉の増進を図る。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度のうち自動車税の減免対象となる方（施設入所者を除く）</p> <p>【助成内容】 身体障害者手帳1級、愛の手帳1度→48枚/年(28,800円)、 身体障害者手帳2・3級、愛の手帳2・3度→36枚/年(21,600円)</p> <p>【対象者数】 1,182人</p>		
事業開始	昭和 50 年度	令和 3 年度決算額	28,270,800 円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	C	効率性を改善	4	4	2
市民評価	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
所属部署評価	C	効率性を改善	4	4	3

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガソリン券を利用できる事業所（現在3か所）が少ないため、新たな給油所を増やす必要がある。 ➢ 紙による支給であるため、券を受け取った事業所の事務負担が増加している。
改善提案	<p>(ア)福祉タクシー助成と自動車ガソリン費助成を「移動支援手当」として一本化して制度を再構築してはどうか。利用者、事業者、市の3者にとって使いやすさや事務効率性、更には移動できない障害者に対する給付水準の公平性の向上が期待できます。</p> <p>A) 精神障害者一級を支援対象として含めるなど、支給対象の拡大を検討するにあたっては、対象者のニーズを把握した上で判断してください。</p> <p>B) 支給方法・額などについても、対象者のニーズや支給実績などを踏まえ、丁寧な制度設計をお願いします。</p> <p>(イ)現状のチケット方式を維持するのであれば、紙チケットから、デジタルを利用した手段を既存のデジタルツール(マイナンバーカードとスイカの連携、ミライロアプリなど)で検討いただきたい。</p>
その他意見	<p>(ア)統合するとした場合、現制度の執行率を見ると、タクシー助成<ガソリン助成という状況なので、手当の額をどう設定するかが課題。また、手当が実際に移動支援の役に立っているか、アンケート等で確認できるようにしておくのが望ましい。</p>

③改善状況(令和 5 年度)

状況	検討中
完了予定時期	令和6年度 対象者拡大、券種の一体化、事務手数料新設

<p>内容</p>	<p>○対象者の拡大 精神障害者手帳1級の方を対象とする。</p> <p>○ガソリン券とタクシー券を一体化 ・券単価は300円(タクシー券に合わせる形) ・利用者負担の減:年度途中の券種交換が不要 ・利用者管理の負担減: 現在は手帳種別(身体・愛)×等級(1級と2・3級)×券種(タクシー・ガソリン) =8パターンで管理 ・利便性の向上:年度を通して、タクシー利用およびガソリン給油が可能</p> <p>○事務手数料新設 ・券一体化によりガソリン事業者の負担増(処理枚数がこれまでの2倍)を踏まえ、手数料を新設。 ・事務手数料単価は、セルフ事業者:5円、フルサービス事業者:8円。</p> <p>◆R5.10 市内ガソリン事業者3社にヒアリング済。 (セルフ事業者:券の枚数増に懸念の意見、フルサービス事業者:手当化に反対)</p> <p>※当初、検討していた手当化について ①予算の肥大化、②手当の使用先が掴みにくい、③複数の事業者の意向、④利用者管理におけるシステム改修が必要、以上4点の課題を踏まえ、すぐの実現は困難であるとみています。 ただ、調布市においては、令和6年度から手当化する動きもあるため、引き続き、他市の状況も注視していきます。(調布市の例…所得制限を導入したうえで、福祉手当に上乘せする形式。令和2年度から学識経験者を含めた検討委員会で協議し、パブコメなどを経て確定させている。)</p>
<p>本部指示</p>	<p>((2)福祉タクシー助成と同内容です。)</p> <p>i) 現金給付化について、令和8年度導入を目途に検討を継続願います。</p> <p>ii) 現金給付化に伴う予算の増額については、現状の給付状況を調査の上、給付上限等の方法を視野に入れつつ、可能な範囲で縮減に努めるよう願います。</p> <p>iii) 現金給付化に伴い予算額については約2000万円の増が必要であるとの説明がヒアリングの席上でありましたが、約1200万円の増にとどまるようです。検討に当たっては、慎重に数字の精査をお願いします。 また、現金給付化に伴う非金銭的効果の考慮もお願いします。</p> <p>iv) 各利害関係者との調整については、引き続き丁寧に進めていただくよう願います。調布市のような会議体の新設のほか、福祉有償運送協議会のような既存の会議体の活用も一案です。</p>

(4) 高齢者食事宅配サービス業務委託料

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	<p>日中独居や高齢者だけの世帯で見守りが必要な高齢者に対し、バランスの良い食事を宅配、手渡しで提供することで、身体の様子等を確認しながら見守る。</p> <p>【委託先】</p> <p>昼食 日野市社会福祉協議会(更に4法人に再委託)</p> <p>夕食 NPO 法人1法人</p> <p>【利用者負担額(1食)】</p> <p>昼食 450円(市負担579円。合計1,029円)</p> <p>夕食 840円(市負担175円。合計1,015円)</p> <p>【対象者】 高齢者のみの世帯で、病気等のため買い物や調理が困難な方</p> <p>【利用可能回数】</p> <p>月曜日から土曜日(週6日)に配食(希望により、日曜日も対応する場合あり)。</p> <p>【利用実績(令和3年度)】</p> <p>延べ利用者数:年5,372人(月平均447.7人)</p> <p>年79,142食(昼食58,547食+夕食20,595食)</p>		
事業開始	昭和62年度	令和3年度決算額	38,173,249円

①評価

評価種別	総合評価(今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	F	抜本的見直し	3	2	2
市民評価	F	抜本的見直し	3	2	2
所属部署評価	F	抜本的見直し	3	2	1

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 増え続ける高齢者に比例し対象者が増加する中、市単独補助金のため、財政負担が年々重くなっている。 ➢ 民間事業者の参入も増え、行政の役割として、継続の是非
改善提案	<p>(ア)抜本的な見直しをお願いします。民間配食サービスが充実している中、市が実施する必要性は薄れてきています。</p> <p>(イ)具体的な見直しにあたっては、次を参考に検討願います。</p> <p>A) 見直しを段階的に進める方法も考えられます。現サービス事業者の課題を確認して、廃止の前に民間サービスも利用できるスキームを検討してください。</p> <p>B) 民間事業者や団体に利用者の自己負担額を引いた額を市が補填する制度への移行が考えられます。民間サービスの単価を見ても、現状の自己負担額450円よりは高い価格設定となっています。現行サービスの1食単価が1029円であるのに対し、他の民間サービスの1食単価は540円～700円であり、自己負担額450円で他の事業者による配食サービスも利用できるような制度にすれば、単純計算で年間1900万円～2800万円程度の費用節減が期待できます。</p> <p>C) 対象者の要件を見直してはどうでしょうか(要介護度、所得など)。</p>
その他意見	<p>(ア)見直しにあたっては、現在、事業を実施している福祉法人等と丁寧な調整を行いながら検討を進めてください。</p> <p>(イ)介護保険制度の支援との整理をお願いします。</p>

(4) 高齢者食事宅配サービス業務委託料

③改善状況(令和5年度)	
状況	検討中
完了予定時期	令和5年度に見直し検討、令和6年度に準備、令和7年度から実施予定 (R4年度より継続して特定財源の確保を行っている。)
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より、東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業による補助を受けている。(事業費の1/2) 2. 対象者の要件の見直しを行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限の設定(年間所得135万以下等)を検討中 3. 利用者の自己負担額を所得に応じて増額することを検討中です。 <ul style="list-style-type: none"> ・1食あたり1,050円、個人負担額450円→650円にし、1食の委託料を450円とするなど。 4. 民間事業者の配食サービスでは不十分とされる見守り機能の維持のため、事業の位置づけを再検討中。 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援ネットワークとの連携を検討 ・民間の配食事業との住み分けを整理
本部指示	<ol style="list-style-type: none"> i) 現在検討されている内容の検討の継続をお願いします。 ii) 加えて、「②委員会意見」の改善提案のとおり、民間サービスも利用可能な制度への転換についても検討願います。市民による選択の幅が広がる効果も見込めます。

(5) 高齢者民間住宅家賃助成

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	民間賃貸住宅に居住する低所得である高齢者に対し、家賃の1/3(上限月 10,000円)を助成する。 【所得要件】生活保護基準の 1.3 倍 【利用世帯数】170 世帯(令和 3 年度実績)		
事業開始	平成 3 年度	令和 3 年度決算額	17,965,036 円

①評価

評価種別	総合評価 (今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	3	3	3
市民評価	B	維持・継続	4	4	4
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 対象要件の見直しの要否
改善提案	<p>(ア)見直しに当たっては、適正かつ公平な制度運用となるよう、高齢者の居住実態や所得水準、家賃相場、他自体の動向などを把握し、対象要件の見直しを行ってください。</p> <p>(イ)対象要件に関して、家賃上限や資産(申告制)などの導入に向け見直しをお願いします。</p> <p>住宅施策というよりは、経済的支援の側面が大きい事業。高齢者向けの経済支援を考えると、高齢者の中には生活資金としての蓄えが十分にある方もいることから、収入のみを要件とすることの妥当性については、慎重に検討を要します。現に、家賃が高額な賃貸マンションに居住している方が対象となっている事例の報告もありました。</p>
その他意見	<p>(ア)同様の制度は 26 市中4市のみとのこと。</p> <p>(イ)他の住宅施策とのバランスで支援のあり方を検討・再構築願います。</p>

③改善状況(令和 5 年度)

状況	検討中
完了予定時期	令和 6 年 4 月
内容	<p>対象要件の基準の見直しを行い、支援が必要な方へ適正な支援が行えるように制度変更を検討中。</p> <p>【検討内容】</p> <p>①収入要件を生保基準額の 1.3 倍から住民税非課税世帯【所得の正確・公平な把握】</p> <p>②家賃条件を改正後は上限設定((単身)70,000 円、(世帯)100,000 円)【経済的な支援が必要な方に対象を限定】</p> <p>③助成額を一律月額 10,000 円【低額家賃の方への支援を拡充】</p> <p>④対象世帯を全員が 65 歳以上【対象者を高齢者のみ世帯へ限定】</p>
本部指示	引き続き、上記内容のとおり検討を進めるようお願いします。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

所管部署	子ども部 子ども家庭支援センター		
事業概要	<p>育児・家事等の支援を受けたい者と提供したい者を組織化し、市民相互で互いに助け合う有償ボランティア活動。</p> <p>子育てや家事等を地域で相互援助するため、援助を受けたい人と支援を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、サービスを提供する事業。地域のつながりの中で仕事と育児の両立支援、家事と介護の両立支援等を実現する。</p> <p>【対象者】市内在住の援助が必要な方 【利用者負担】850 円/時(同額が提供会員への謝礼金となる。) 【委託先】NPO 法人市民サポートセンター日野 【実利用件数】6,143 件(令和 3 年度実績)</p>		
事業開始	平成 13 年度	令和 3 年度決算額	24,345,750 円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	4	3	2
市民評価	-	-	-	-	-
所属部署評価	E	効率性・有効性を改善	3	3	2

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民同志の相互援助活動については、日社協においても在宅高齢者ケアサービス事業を実施。高齢者援助については内容が重複し、共に提供会員の伸び悩みを課題としている。 ➢ 家事支援、高齢者支援については、高齢福祉課所管の介護予防・日常生活支援総合事業や、在宅高齢者ケアサービス事業等と目的や事業内容が重複している。 ➢ 受託者は前身の事業から長期にわたり本事業を実施しているため、競争原理が働いておらず、コストが適切か不明である。
改善提案	<p>(ア) 高齢者福祉に該当する施策をこども家庭支援センターが所管していることは、組織権限との乖離等の理由から、見直しが必要です。</p> <p>(イ) ファミリー・サポート・センター事業のうち、高齢者を対象とした家事支援については、高齢福祉課の所管事業との統合や移管を検討してください。補助金の新設または既存補助金(在宅高齢者ケアサービス)の変更などにより補助することも一案として考えられます。</p> <p>(ウ) 検討に当たっては、制度の利用しやすさと財源活用も考慮してください。</p>

(6) ファミリー・サポート・センター事業

その他 意見	<p>(ア)高齢者支援事業のあり方と合わせ、事業者との関係を長期的な視点で考えていくことも必要です。</p> <p>(イ)在宅高齢者ケアサービス、互近所サービスちょこすけ(住民主体型介護予防・生活支援サービス事業)、シルバー人材センターのサービス、民間の家事サービス支援などとのすみ分け、や介護保険サービス、地域包括支援センターとの役割など、在宅高齢者向けのサービス事業の再整理が必要と感ずます。</p> <p>(ウ)「互近助サービスちょこすけ」は介護保険の地域支援事業に位置付けられ、もっとも一般財源の比率が低い財源構成で実施されており、サービスの持続性の観点から優位性があります。ファミリー・サポート・センター事業や、在宅高齢者ケアサービス事業についても、順次地域支援事業へ移行していく(ちょこすけの実施団体を広げて利用者をちょこすけに誘導するとともに、段階的に縮小していくような対応を含む)のが望ましいと考えます。</p>
-----------	--

③改善状況(令和5年度)

状況	検討中
完了予定 時期	令和7年度中
内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和5年2月のファミリー・サポート・センターとの意見交換会にて、受託事業者に行行政評価の結果と課題について説明。 ➤ 子ども家庭支援センターと市民サポートセンター日野とで、これからのファミリー・サポート・センター事業のあり方について、家事支援を中心に意見交換会を行う予定。 ➤ 今年度中に高齢福祉課、子ども家庭支援センターの2課で課題のすり合わせと今後に向けた検討の場を設ける。
本部指示	引き続き、上記内容のとおり検討を進めるようお願いします。

(7) 保証協会保証料補助金（商工金融対策経費）

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の中小企業事業者に対して、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例に基づき、市場より低い金利で金融機関へ運転資金、設備資金、開業資金等の融資あっせんを行う。</p> <p>制度利用者に対しては、保証協会保証料の1/2の補助を行う。</p> <p>【補助率】1/2</p> <p>【対象者】</p> <p>法人の場合：市内に主たる事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営んでいる中小企業。市税の納税義務者であって、納期の過ぎている市税を完納していること。</p> <p>【融資限度額】</p> <p>運転資金 2,500万円 5年以内(1,000万円超の場合は7年以内)</p> <p>設備資金 3,000万円 7年以内(1,500万円超の場合は10年以内)</p> <p>運転設備 3,500万円 84カ月(7年以内)</p> <p>【借入金利】長期プライムレート(令和4年12月現在、1.25)－0.3%＝0.95%</p> <p>【利子補給】1.5%以内</p> <p>【令和3年度実績】新規262件(累積2,498件。利子補給受給者数)</p>		
事業開始	昭和57年度	令和3年度決算額	22,520,054円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	D	有効性を改善	3	3	4
市民評価	－	－	－	－	－
所属部署評価	B	維持継続	4	4	3

②委員会意見

検討ポイント	➤ 制度の有効性の判断
改善提案	(ア)多くの市が保証料補助を実施している中、平均的な内容で実施している状況は認められる一方で、各市が異なる条件で制度運用しているため、日野市の制度が有効的なのかを検証することが必要と考えます(例：新規の開業数や、この制度を利用した事業者とそうでない事業者との売り上げの伸び、またこれらのデータの他市比較など)。
その他意見	(ア)中小企業支援として、必要な施策であると評価しています。

③改善状況(令和5年度)

状況	検討中
完了予定時期	継続中

内容	<p>(ア)の改善提案より、日野市の制度が有効的なのかを確認するため、金融機関の融資担当者へヒアリングを実施。融資制度の手厚さは近隣市と比較しても優遇待遇で知られており、事業主、金融機関ともに認知度が高い。また日野市は限度額内であれば何口も申し込めるため、この点について事業主から高評価も得ている。今後事業者にとってさらに有効な支援となるよう、9月中に利用者宛てに下記のアンケート調査を実施し、アンケート結果をもとに改善策を検討する。</p> <p>【アンケート内容】 本制度が事業者の経営支援・改善につながっているか、限度上限及び返済年数が適正かどうかを確認するためのWEBアンケートを利用者宛ての通知の同封。 質問項目:11項目 回答期限:9月30日。 主な質問内容:制度利用による経営状況の変化、利用した理由、制度利用を行わないと考える利用者の金利負担利率等</p> <p>【アンケート結果】 調査対象者:令和5年1月1日～6月30日の期間に本制度を利用した事業者 調査発送数:156 回答数(N数):28 回収率:17.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 回答者のうち、約7割は従業員数が5人未満の小規模事業者であり、業種別では建設業、サービス業、飲食業の順で利用が多い ➤ 運転資金の使途の多くは原材料の仕入れや人件費となっており、次いで既存融資の借換えを目的に利用されている ➤ 本制度の利用により経営に良い影響を与えたと答えた事業者は8割を超え、多くの事業者にとって、低利な借り入れによる返済負担軽減、及び資金繰り改善による経営の安定化に繋がっている ➤ 本制度は、特に低利(実質無利子)であることを理由に利用されている。約7割の事業者が、金利負担が発生したら利用しない可能性がある」と回答 <p>必要な事業者へ必要な支援を行うことができていることが調査結果から読み取ることができた。しかし、保証料補助率等の妥当性については、同規模他市との予算決算額及び制度比較を行い、制度の方向性について検討していきたい。</p>
	本部指示

(8) 融資斡旋利子補給金（商工金融対策経費）

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の中小企業事業者に対して、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例に基づき、市場より低い金利で金融機関へ運転資金、設備資金、開業資金等の融資あっせんを行う。</p> <p>制度利用者に対しては、年利1.5%以内の利子補給をする。</p> <p>【利子補給】 1.5%以内</p> <p>【対象者】</p> <p>法人の場合：市内に主たる事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営んでいる中小企業。市税の納税義務者であって、納期の過ぎている市税を完納していること。</p> <p>【融資限度額】</p> <p>運転資金 2,500万円 5年以内(1,000万円超の場合は7年以内)</p> <p>設備資金 3,000万円 7年以内(1,500万円超の場合は10年以内)</p> <p>運転設備 3,500万円 84カ月(7年以内)</p> <p>【借入金利】 長期プライムレート(令和4年12月現在、1.25)－0.3%＝0.95%</p> <p>【令和3年度実績】 新規262件(累積2,498件。利子補給受給者数)</p>		
事業開始	昭和57年度	令和3年度決算額	34,827,162円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	D	有効性を改善	3	3	4
市民評価	－	－	－	－	－
所属部署評価	B	維持継続	4	4	3

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 給付水準の妥当性
改善提案	<p>(ア)給付水準(利子補給の率、融資限度額)については、一部を自己負担(他市並みの水準)とするよう検討をお願いします。日野市以外の実施市の全てにおいて自己負担が存在します。</p> <p>(イ)目的にある市内中小企業の経営の安定、継続的な事業運営への効果を検証し、可視化をお願いします。</p> <p>(ウ)他市との比較を行い、限度額、本人負担の日野市としてのあり方を確認願います。</p> <p>(エ)制度の方向性を見直し、運転資金については本人負担の利率・上限額を他市並みとし、設備・開業資金へ重点をシフトするのも一案として検討してはいかがでしょうか。</p>
その他意見	<p>(ア)見直しをする場合、運転資金の本人負担ゼロを改めることの影響、資金あっせんのこれまでの経過、背景を整理してください。</p> <p>(イ)金利が上昇する気配がある中、長プラ連動であっても1.5%を超える可能性があると思われます。その際、「今までも実質無利子だったから」という理由で実質無利子を継続する(利子補給の率を上げる)ことの無いようにしていただきたい。”</p>

③改善状況(令和 5 年度)

状況	検討中
完了予定 時期	継続中
内容	<p>(イ)(ウ)の改善提案を確認するため、金融機関の融資担当者へヒアリングを実施。ヒアリングでは利子補給は「実質の利用者の負担なし」というのが非常に大きい。これが理由で、事業登記を日野に残している事業者も複数いるとの意見有。さらに事業者にとって、緻密なやり取り・フォローができる信用金庫とかかわりを持つことができるので、利子補給以上のメリットもあるとの評価。</p> <p>今後事業者にとってさらに有効な支援となるよう、9月中に利用者宛てに下記のアンケート調査を実施し、アンケート結果をもとに改善策を検討する。</p> <p>【アンケート内容】</p> <p>本制度が事業者の経営支援・改善につながっているか、限度上限及び返済年数が適正かどうかを確認するためのWEBアンケートを利用者宛ての通知の同封。</p> <p>質問項目:11項目 回答期限:9月30日。 主な質問内容:制度利用による経営状況の変化、利用した理由、制度利用を行わないと考える利用者の金利負担利率等</p> <p>【アンケート結果】</p> <p>調査対象者:令和5年1月1日～6月30日の期間に本制度を利用した事業者 調査発送数:156 回答数(N数):28 回収率:17.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 回答者のうち、約7割は従業員数が5人未満の小規模事業者であり、業種別では建設業、サービス業、飲食業の順で利用が多い ➢ 運転資金の用途の多くは原材料の仕入れや人件費となっており、次いで既存融資の借換えを目的に利用されている ➢ 本制度の利用により経営に良い影響を与えたと答えた事業者は8割を超え、多くの事業者にとって、低利な借入れによる返済負担軽減、及び資金繰り改善による経営の安定化に繋がっている ➢ 本制度は、特に低利(実質無利子)であることを理由に利用されている。約7割の事業者が、金利負担が発生したら利用しない可能性があるという回答 <p>必要な事業者へ必要な支援を行うことができていることが調査結果から読み取ることができた。しかし、利子補給率の妥当性については、同規模他市との予算決算額及び制度比較を行い、制度の方向性について検討していきたい。</p>
本部指示	<p>i) 給付水準については他市の水準を目安に改正するよう検討の継続をお願いします。</p> <p>ii) 令和4年度の報告書のとおり、補助対象の重点を運転資金から設備・開業資金へシフトする等、より効果が明確化されるような制度となるよう、検討を進めてください。</p>

(9) ひのうまいもん大図鑑（日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金）

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の事業者の商品を日野の魅力発信の貴重な資源として、市民や来訪者に PR する事業を行い、地域の活性化を図る。</p> <p>市民レポーター制度を導入し、市民の人目線の飲食店マップを作成。</p> <p>冊子だけでなく、WEBで飲食店の紹介動画やホームページの充実を行うことで、WEBでの情報発信にも力を入れている。</p> <p>【補助対象者】うまいもん大図鑑制作委員会(商工会、金融機関、市内事業者)</p> <p>【冊子配布先】市運営施設、掲載店舗</p> <p>【実績】</p> <p>令和3年度 デジタルを活用したスタンプラリーイベントの実施。参加47店舗</p> <p>令和2年度 冊子印刷:12,000部(掲載店舗数:122店舗)</p>		
事業開始	平成 24 年度	令和 3 年度決算額	2,000,000 円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	3	3	3
市民評価	B	維持・継続	4	4	4
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間の WEB サービスが存在する中での必要性 ➢ 市の関与の在り方
改善提案	<p>(ア)市が実施すべき「必要性(公共性)」について、整理をお願いします。</p> <p>(イ)商工会や観光協会、市民レポーターが主体となり作成する方法への転換を検討願います。</p> <p>(ウ)経費の削減(掲載店舗の費用負担、広告収入)の工夫をお願いします。</p> <p>(エ)利用者の件数・要望・効果を把握し、検証願います(クーポン券や QR コードでのアンケート等)。飲食店のメリットが見える化されれば、飲食店にとっても、費用的な負担を含め、積極的にこの事業に関与する動機づけになると思われます。</p>
その他意見	<p>(ア)日野市内の飲食店の魅力を十分に引き出していると評価します。</p> <p>(イ)WEB での展開は、大手事業者が圧倒的に優位なので、そこと競争することに意味はない。冊子をベースに事業を展開してください。</p>

③改善状況(令和 5 年度)

状況	着手中
完了予定時期	継続中

<p>内容</p>	<p><改善提案(ア)・(イ)について> 本事業の目的は、市内の飲食店・小売店の紹介を通じて、日野市の商業(商店)の発展、シティーセールス及び地域の活性化を目指すことです。 令和4年度に利用者・掲載店舗を対象にしたアンケート結果では、 ・大図鑑事業を知り来店した利用者の割合は75% ・自店のPRにつながっていると感じる掲載店舗の割合は74% と、利用者・掲載店舗両者に対して、高い集客効果があるものと判断することができました。 また本事業には多くの関係団体、個人が協力して成り立っているものであり、単独での実施・運営は困難であることから、市内の飲食店(飲食小売含む)を支援するための有効な市の事業の1つとして、産業振興課が事務局となり継続、改善を行っていきたいと考えます。</p> <p><改善提案(ウ)・(エ)について> (エ)については、令和4年度、上記の通りアンケートを実施、事業に関する改善や要望をいただきました。その結果をもとに令和5年度ではメインコンテンツ(冊子・HP)の改善を行っています。(令和5年11月完成予定) 11月に完成するものからQRコードでのクーポン券を導入することで、これまで不明確だった利用状況(来店件数など)の把握が可能になります。 令和6年度では、令和5年度で刷新した冊子、HPを中心として、事業の認知拡大+活用方法(イベント、HP内でのキャンペーンなど)を行う予定です。掲載店舗の情報発信増や誘客数の増加を狙うことで、広告物としての有効性をあげ(ウ)広告枠の募集なども検討していきます。</p>
<p>本部指示</p>	<p>i) 改善提案(ア)・(イ)について、令和4年度報告書の趣旨を踏まえ、事業が軌道に乗った段階で、実施主体について再考願います。 ii) 改善提案(ウ)・(エ)について、引き続き、上記内容のとおり検討を進めるようお願いいたします。</p>

(10) 就学援助経費

所管部署	教育部 庶務課、学校課		
事業概要	<p>経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対して必要な経費の援助を行う。</p> <p>【対象要件(準要保護者)】 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減税、児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給、保護者の総所得金額が、生活保護基準(第 68 次)の 1.3 倍未満の世帯など</p> <p>【支給費目】 (1)学用品費、(2)通学用品費、(3)通学費、(4)新入学児童生徒学用品費、(5)校外活動費、(6)移動教室費、(7)修学旅行費、(8)体育実技用具費、(9)入学準備金、(10)入学時学用品費、(11)卒業アルバム代、(12)医療費、(13)学校給食費</p> <p>【認定者数】 小学校1,010人、中学校 602 人 【認定率】 小学校 10.79%、中学校 14.11%</p>		
事業開始	昭和 22 年度*	令和 3 年度決算額	162,739,459 円

①評価

評価種別	総合評価 (今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
市民評価	C	効率性を改善	5	4	3
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給付水準の妥当性 ➤ 対象要件の妥当性
改善提案	<p>(ア)支給対象費目・支給額等については、毎年度見直しを行っているとのこと。引き続き、経済状況、他自治体の動向などを参考に定期的に見直しを行ってください。</p> <p>(イ)対象要件については、子育て支援の観点から、現時点では妥当と考えますが、長期的には、次の観点から、経済状況、他自治体の動向などを参考に見直しをお願いします。</p> <p>A) 法律に基づいた、経済的に困難な方向への支援施策。であるからこそ、26 市の中で経済的に困難とする判断(収入・所得)基準にバラつきがあることに非常に違和感があります。区域外就学など、市域を越境して通学する制度もあるため、26 市や近隣する自治体とは基準を合わせる検討をするべきではないでしょうか。また、そうすることで事務の効率性に寄与する部分も出てくるものと思われます。</p> <p>B) 他の子育て等支援策との併給をした結果、非受給者との公平性が確保されているか、客観的な情報の収集分析を踏まえた検証が必要と考えます。加えて、国や都により、子育て支援策の拡充も予定されていますので、この併給による影響も考慮に入れる必要があります。</p> <p>(ウ)事務処理の効率化については改善を図る工夫をお願いします。紙申請と並行して電子申請での受付も検討してください。</p>
その他意見	—

③改善状況(令和 5 年度)

状況	改善完了(適用済)
完了予定 時期	—
内容	<p>【庶務課】 効率性について、事務が 2 課(庶務課、学校課)にまたがっている課題を認識していたため、令和 5 年 4 月の組織改正にあわせて、庶務課に一本化を図った。</p> <p>※従来は、学校給食費のみ学校課が支給。</p> <p>【学務課】 (ア)引き続き、国・都及び近隣自治体の動向に注視してまいります。</p> <p>(イ)A)準要保護者については、市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者であり、その認定基準は各市町村が決定しております。よって各市町村の財政状況や住民の所得状況、首長の主要施策などに影響を受けるものであり、26 市や近隣自治体と基準を合わせる事により事務の効率化につながるとのご意見は理解しますが、実現は困難と考えます。</p> <p>B)国・都・関係部署の子育て支援策と就学援助の同一費目の支給とならないように、動向に注視してまいります。必要に応じて支給費目の変更を検討してまいります。</p> <p>(ウ)事務処理の効率化について、従来は学務課が所管していた学校給食費を令和5年4月から他費目の支給を行う庶務課が所管することで業務の一元管理を図りました。電子申請についての運用も検討してまいります。保護者から毎年度提出を受ける申請書の提出頻度などを見直すといった効率化も検討してまいります。</p>
本部指示	<p>i) 申請手続の電子化・簡略化等、現在検討されている内容の検討の継続をお願いします。</p> <p>ii) 他の子育て等支援策との併給に関する公平性の検証は、費目の重複のみではなく、併給後の可処分所得に着目して検討を継続願います。</p> <p>iii) 現状の支給要件については、給与所得控除後の所得の合計額を基準としているため、稼得者数の多い世帯が有利な要件となっています。収入を基準とする等、より一層の公平性の確保に向け、長期的な検討の継続をお願いします。</p>